

佐賀県告示第 51 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和 4 年 3 月 22 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	廃止年月日
みらい歯科・こども矯正歯科	鳥栖市弥生が丘二丁目 194 番地	令和 3 年 5 月 1 日
森寺歯科医院	佐賀市鬼丸町 4 番 23 号	令和 3 年 4 月 5 日
藤井整形外科病院	杵島郡白石町遠ノ江 187 番地 13	令和 3 年 3 月 31 日
副島歯科医院	多久市北多久町大字小侍 1226-4	令和 3 年 9 月 30 日
中島歯科医院	佐賀市神園五丁目 5-4	令和 3 年 9 月 30 日
つばさ薬局	神埼市千代田町下板 135-3	令和 3 年 10 月 1 日
佐賀健康クリニック	佐賀市川副町鹿江 221 番地 5-1	令和 3 年 10 月 19 日